

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実
(高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業)
公募要領

1 事業名

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業

2 事業の趣旨

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒に対する教育やその支援体制を整備することは非常に重要であり、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところである。

しかし、例えば、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月閣議決定）では、小児・AYA世代のがん患者の学業の継続に関するサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、その取組が遅れていることを踏まえ、療養中においても適切な教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援など、療養中の生徒等に対する特別支援教育をより一層充実させることが、国及び地方公共団体に求められている。

また、医学や医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活制限が必要なために通学が困難な生徒への対応など、それぞれの状況に応じた教育機会の確保や復学支援などが必要とされている。

現在、新型コロナウイルス感染症を契機に、感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化等を一層推進し、Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を整備することが急務となっており、対面での教育を受けることが困難である病気療養中等の生徒に対してこそ、このようなICTを活用した遠隔教育を進めることが重要である。

このため、本事業では、高等学校段階の入院生徒及び病院を退院後も通学が困難な生徒に対し、学校（在籍校、前籍校）、医療機関、特別支援学校及び教育委員会等の関係機関が連携しながら、ICTを活用した効果的な遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の活用方法等を始め、教育の保障の在り方についての調査研究を行う。

3 事業の内容

本事業は、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）に関する調査研究を主として実施するものであるが、併せて、次の点に留意して調査研究されたい。

- (1) 調査研究の開始に際しては、病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査を行うこと。具体的には、医療機関や自宅におけるICT機器の整備、通信環境、関係機関の支援体制、学習指導、転学や復学についての状況及び課題の整理等を行うこと。
- (2) 入院生徒等の在籍校及び前籍校、医療機関、特別支援学校及び教育委員会等の関係機関が連携して調査研究を進め、支援体制を整備すること。関係機関の連携に当たっては、特別支援学校の分校・分教室を設置・隣接している病院や小児がん拠点病院等以外にも教育支援を要する入院生徒は存在することから、地域の医療機関に広く働き掛けることが望ましい。

また、入院生徒等に対し、入院前から退院後まで継続的な支援が可能となるよう、関

係者の共通理解を図るための協議会の実施や、生徒が円滑に復学しより良い学校生活を送れるように、医療関係者、高等学校等の教職員等を集めて復学支援会議等を実施することが望ましい。

- (3) 入院生徒等の実態、教育的ニーズ等を把握し、地域の実情等を踏まえ、教員の派遣、学習支援員の配置、ICTを活用した遠隔教育（同時双方向型・オンデマンド型[※]）等による教育支援を実施すること。また、併せて学習状況の確認方法、単位認定及び評価等の方法についても検討すること。なお、遠隔教育を実施する際は、各種通知等を参照すること。

※ 高等学校において、オンデマンド型の授業により単位認定を行う場合は、特別な教育課程を編成して教育を実施する学校として文部科学大臣の承認を受ける必要があるため留意すること。

- (4) 入院生徒等に対して遠隔教育を実施する場合、学習状況の確認方法、単位認定及び評価に関する研究を行うことが望ましい。また、令和元年11月26日付け元文科初第1114号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」を踏まえ、受信側に教師を配置せずに同時双方向型の授業を実施する場合は、緊急時の対応、連携体制等について研究を行うことが望ましい。
- (5) 入院生徒等を把握し、教育支援につなげるためには、病弱教育の意義等に関する高等学校等の教職員の理解・情報共有が必要である。また、入院生徒等に対する教育支援においては、病気についての正しい知識を得るとともに、入院生徒等の治療への不安や学習への不安等の心理面及び健康面等に配慮する必要がある。そのため、特別支援学校（病弱）や病弱教育に関する専門的な知見を有する学識経験者、医療関係者等の協力を得るなどして、域内の高等学校等の教職員、教育委員会等の関係者を対象とした研修会等の取組を講じることが望ましい。
- (6) 入院生徒等の教育支援を実施するためには、病院関係者等の理解・協力を得る必要があることから、病院関係者等を対象に入院生徒等の教育支援に関する理解啓発のための取組や協議会等を実施することが望ましい。
- (7) 研究の成果として、入院生徒等の在籍校、前籍校、医療機関、特別支援学校及び教育委員会等の関係機関の連携の在り方、ICTを活用した効果的な遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の活用方法、具体的な支援事例等をまとめること。

※ 本事業の支援対象について

「入院生徒等」に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校等又はその管理機関が行うものとする。なお、近年、医学や医療の進歩により、治療のための入院の短期化や入院の頻回化が進んでいることから、入院生徒等の教育的ニーズや地域の実情等に応じ、本事業における支援対象を決定すること。

4 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
- ・市町村教育委員会

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 企画提案書(事業実施計画書)の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は別紙様式「事業実施計画書」によって代えるものとする。
様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出方法

事業実施計画書は、以下の方法で提出すること。直接持参、郵送及びファクシミリによる提出は不可とする。

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWordファイル形式で、メールに添付の上、送信すること。(PDFファイル形式で送信しないこと。ただし、積算根拠資料(諸謝金単価表、旅費支給規定など)などの参考資料については、PDFファイル形式で送信可能とする。)
- ・メールの件名は「組織名・高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業実施計画書」(記載例:〇〇教育委員会・高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業実施計画書)とすること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・事業実施計画書を受信した旨のメールを令和3年3月3日(水)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和3年3月4日(木)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

電子メール:kisokan@mext.go.jp

(4) 提出期限

令和3年3月2日(火)17:00まで

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

(5) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7 事業期間、事業規模及び採択予定件数

事業期間：契約締結後～令和4年3月31日

事業規模：1件当たり400万円程度

採択件数：5件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 事業規模及び採択件数は、今後の予算編成の過程で変更する可能性があることに留意されたい。

本事業は、事業期間の範囲内で、本事業における実績及び翌年度の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、契約を更新することができる。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。また、予算状況等によっては、各年度の事業規模の標準額に変動が生じる可能性がある。

・事業期間：委託事業期間中最大2年間

8 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

9 スケジュール（予定）

公募締切：令和3年3月2日（火）

審査：令和3年3月上旬

採否通知：令和3年3月下旬

契約締結：令和3年度予算が成立した場合に、成立日以降の令和3年度の日付で順次締結する。

契約期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、その旨を再委託先にも十分周知すること。

10 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については事業実施計画書の内容を勘案し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定するこ

ととなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.1 その他

- (1) 7. に記載のとおり、採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答しない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとし、また、契約書及び事業実施計画書等を遵守すること。
- (4) 文部科学省は必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について調査を行うことができる。
- (5) 本委託事業は、令和3年度政府予算案の内容に応じ、内容の変更、規模の縮小、スケジュールの変更等が生じる場合があるので、あらかじめ承知の上、応募すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。
- (6) 受託団体は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間終了後2年間程度にわたり、他教育委員会等からの訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。
- (7) 各受託団体においては、各受託団体のホームページ等で取組の成果等を積極的に情報発信すること。その際には、「令和3年度文部科学省委託事業による研究成果」等であることを記載すること。
- (8) 選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・銀行口座情報（契約書の別紙として提出。なお、再委託先からの提出は不要。）